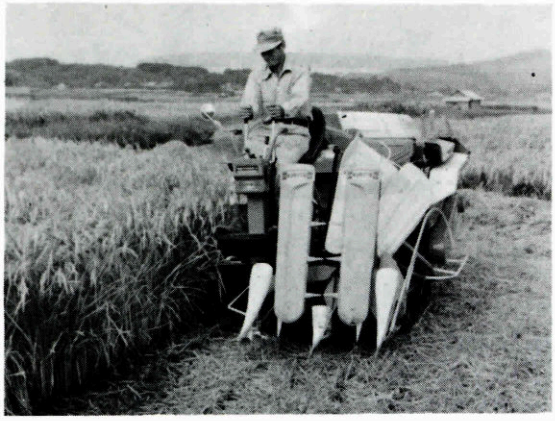

ご存知ですか

—農業近代化資金制度—

農林業者等の資本装備の高度化と経営の近代化を図るための制度資金のひとつに、農業近代化資金があります。この資金は国・県・町がそれぞれ利子補給をし、長期低利の資金融通がされるようになっています。本町が毎年利子補給する額は七五〇万円にも及んでいます。

今後も、この資金の適正かつ円滑な融通がされるよう、資金の内容と留意事項をお知らせします。

特に農機具の取得については、最近高性能・高能率化にともない大型化の傾向にありますが、ほ場や農道の条件及び経営規模に見合った機種を選定され、事故を防止するとともに過大投資にならないようにしてください。

★ **農業近代化資金の内容**

借受資格者
農林業を営むもの等

融資機関
農業協同組合等
知事が指定する銀行等

資金の種類
一、建構築物造成資金（農舎・畜舎等）
二、農機具等取得資金
三、家畜購入育成資金
四、小土地改良資金
五、その他

貸付限度額
六〇〇万円以内

融資率
必要経費の一〇〇分の八〇以内

貸付利率・償還及び据期間
もよりの農協等に、おたずねください。

★ **借入申込の取扱い**

借入申込取扱系統図

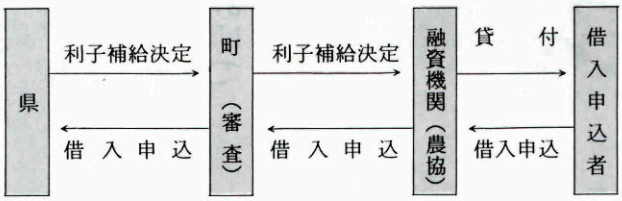

★ **留意事項**

一、事前着工の禁止
借入申込みをして町より利子補給の決定がされる以前に着手（建築物の着工及び農機具の購入等）してはならない。借入申込みをして利子補給決定がされるまで一～二ケ月かかります。

二、借入申込期間の特例
農機具のうち田植機については、二月から五月までの期間が申込期間です。その他の資金については、その都度申込めます。

くわしいことについては、農協又は町役場農林課へおたずねください。

国民年金

年金は通算されます

わが国では、国民年金をはじめ厚生年金、船員保険、各種の共済組合などの八つの年金制度があり、だれもが年金制度によって保障される皆年金体制ができています。

しかし、これらの年金制度では年金を支給する条件として、一定の加入期間を必要としています。このため、職業をかえ、いくつかの年金制度に加入した人のなかには、それぞれの加入期間が短いためどの年金制度からも年金を受けられない場合がおこります。

そこで、このような場合でも各年金制度の加入期間を合わせて一定期間以上あれば年金を支給しようというのが、通算年金の制度です。

通算される期間は、
一、国民年金（保険料納付済期間と保険料免除期間）
二、厚生年金保険
三、船員保険
四、国家公務員共済組合
五、地方公務員等共済組合
六、公共企業体職員等共済組合
七、私立学校教職員共済組合
八、農林漁業団体職員共済組合

以上八つの公的年金の加入期間です。ただし、一つの制度の加入期間が一年以上あり、昭和三六年四月以降に引き続く期間であるか、同月以降の期間でなければなりません。

また、二から八までの制度に加入している人の配偶者や、他の制度から年金を受けている人の配偶者の方で、国民年金に任意加入できる期間で加入しなかった期間についても、特例としてその期間は通算されます。

通算される年金は、老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金もありますので、他の年金制度にかわる場合（特に、厚生年金や共済組合等から国民年金に加入する場合）は、すぐに加入手続きをしてください。

通算年金は、個々のケースにより異なるので、詳しくは住民課福祉係または社会保険事務所へご相談ください。なお、ご相談される場合は年金手帳等をご持参ください。

2月28日～3月6日全国山火事予防運動週間です。